

始まります！ マイナンバー制度

会社は、従業員のマイナンバーが必要になります。

従業員の社会保障や税金の届出に記載義務発生

従業員が1名でもいれば、マイナンバーを保有する会社になります。



内閣官房HPより

マイナンバーに関する法律の規制を受けます。罰則が強化されています！

取扱いも厳しく！



内閣官房HPより

1 「番号教えて」で、済ませられません！

本人確認、目的の明示が必要です。
従業員だけでなく、従業員の家族についても同様です。
どうやって本人確認をとるのか、事前に検討しておきましょう。

2 不要になったら即廃棄！ 業者に頼む場合は、廃棄の証明書も！

マイナンバーの保管はみとめられていません。(例外あり)
削除・廃棄まで含めた保管体制が必要です。

3 誰でも見れちゃう状態では、こまります。

情報漏えい時の罰則は厳しくなっています。
きちんと安全管理体制とルールを作りましょう。



4 委託先の監督責任があります。

「税理士・社労士に任せてるから、うちには責任ないよ」とは言えません。
改めて、契約の条件を見直すことをお勧めします。



専門家に相談を！

【お問い合わせ】 合資会社 社長支援室
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西6-21-6

(平日 10:00~18:00)
TEL/FAX 044-987-8293